

公益社団法人日本建築積算協会認定

建築積算士補

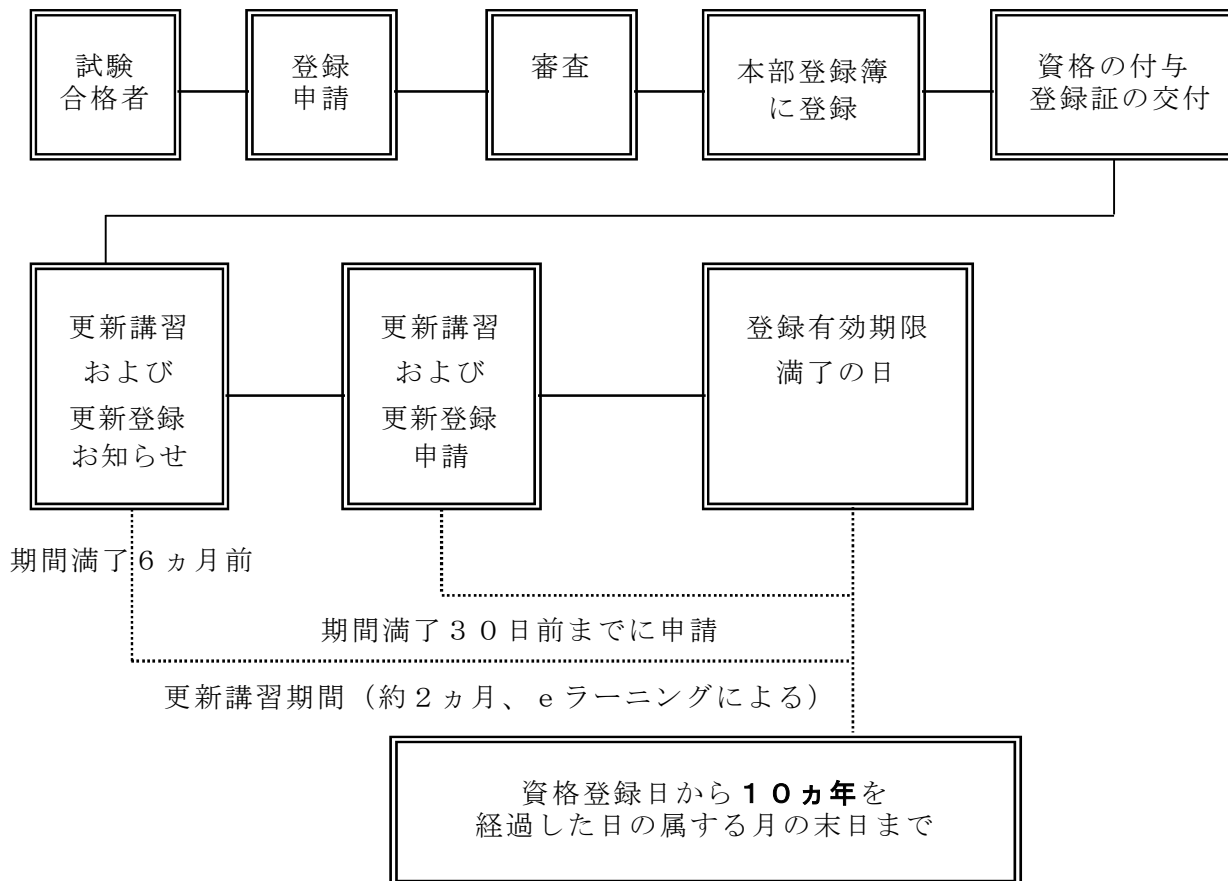
2023年度 登録案内

公益社団法人 日本建築積算協会

〒105-0014 東京都港区芝3丁目16番12号 サンライズ三田ビル3階  
TEL:03-3453-9591 FAX:03-3453-9597 Mail address:hp@bsij.or.jp

- ◇ 登録の申請を受理された方は、本協会本部に備える**建築積算士補登録簿**に氏名等が登録され、登録者には本協会会長より**建築積算士補**の称号が付与されます。

## 1 建築積算士補登録フロー



## 2 登録申請手続

### 登録申請書の受付

- (1) 申請期間 試験合格通知日から**翌月末**まで(消印有効)  
※同封の「試験結果通知書」に記載された期限を確認してください。
- (2) 申請先 (公社)日本建築積算協会 本部  
〒105-0014  
東京都港区芝3-16-12 サンライズ三田ビル3階
- (3) 申請方法 上記へ申請書類を同封の上、郵便により送付してください。
- (4) 申請時期 受付期間内に登録申請を行わない場合は、**建築積算士補**の称号を得ることができなくなります。
- (5) 注意事項
  - ① 登録申請期間は試験合格通知日から翌月末までですが、合格通知日が夏休みなどの長期休暇中の場合、または合理的な理由が生じた場合は、申請期間を延長します。
  - ② 登録申請の記載内容または必要添付書類に不備があるものは、受け付けません。

- ③ 建築積算士補登録申請書に記入するメールアドレスは、卒業後でも連絡が取れるアドレスを記入して下さい（メールアドレス変更の連絡がない場合は、更新案内書の送付ができません）。

### 登録手数料

- (1) 登録手数料 6,000円（消費税別）  
(2) 一旦収納した登録手数料は、特別な理由がない場合は返還いたしません。

### 登録申請に必要な書類

- (1) 建築積算士補登録申請書（所定の用紙）  
(2) 登録手数料 振替払込請求書兼受領証（ATMで支払いの場合はご利用明細票）  
・登録手数料6,000円（消費税別）を本協会の振込み用紙で郵便局より振込んで納付し、その際発行される受領書の原本またはコピーを（1）の建築積算士補登録申請書の所定の欄に貼付して下さい。  
(3) 顔写真1枚（縦4cm、横3cm）  
① カラーでも白黒でも可。  
② 無帽、無背景、正面から上3分身を写したもの  
③ 申請日前3ヵ月以内に撮影されたもの  
（1）の建築積算士補登録申請書の写真欄に貼付して下さい。  
(4) 「住民票記載事項証明書」1部又は「在学証明書」1部  
・申請日前3ヵ月以内に発行されたもの  
（1）の建築積算士補登録申請書と一緒に返信用封筒に同封して下さい。

## 3 建築積算士補登録

- (1) 登録の有効期限（10年間）

資格登録日から10年を経過した日の属する月の末日までです。

- (2) 称号の付与

登録申請を受けた後、提出書類の審査を行い、問題がなければ建築積算士補登録簿に登録され、本協会会長より**建築積算士補**の称号が付与されます。

- (3) 登録者名簿

建築積算士補登録者名簿には、次の事項を登録します。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ・氏名（フリガナ）      | ・現住所      |
| ・連絡先電話番号       | ・メールアドレス  |
| ・生年月日          | ・性別       |
| ・登録番号          | ・登録年月日    |
| ・登録の有効期限の満了する日 | ・試験に合格した日 |

- (4) 更新の登録及び更新講習

10年毎に有効期間満了前に更新講習を修了することにより、登録の更新ができます。更新講習はeラーニングによります。

更新登録手数料・講習受講料は4,000円（消費税別）です。

更新の登録・更新講習の時期及びその手続きや内容は、ご登録されたメールアドレスに案内を送付します（メールアドレス変更の連絡がない場合は、案内書の送付ができません。メールアドレスの変更がありましたら速やかに協会本部建築積算士補登録係までお知らせください）。後述の「5 変更等の届け出」をご参照ください。

#### 4 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は登録が抹消されます。

- ①登録の有効期間が満了するとき（更新の登録を受けた場合を除く）
- ②死亡又は失踪宣告を受けた事実が判明したとき
- ③虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- ④登録者がその業務に関し不誠実な行為を行ったとき

#### 5 変更等の届け出

登録申請書の記載事項に変更が生じた時は、速やかに協会本部へ届け出て下さい。

- ・封筒の表面、またはメールの件名に「**建築積算士補登録変更届**」と明記し、指定した書式で「協会本部建築積算士補登録係」宛に届け出て下さい。
- ・この届け出を怠ると更新講習の案内書送付及び更新講習の登録等ができず、資格が失効する場合がありますので忘れずに届け出て下さい。

#### 6 登録証の再交付

次の場合には登録証を再交付します。

- (1) 登録証の記載事項について変更があった場合  
(変更前の登録証を再交付申請書に添付して下さい)
- (2) 登録証を汚損した場合 (汚損した登録証を再交付申請書に添付して下さい)
- (3) 登録証を失った場合 (後日紛失したものを発見した場合は返納してください)
  - ・申請方法：**再交付申請書**の必要事項を記入の上、現金書留で送付して下さい。
  - ・手数料：1,000円（消費税別）
  - ・申請先：協会本部 登録係  
封筒の表に「**建築積算士補登録証再交付請求**」と朱書きのこと

#### 7 登録証明書の発行

次の場合には照会のあった方の登録証明書を本会長が発行します。

- (1) 当該登録者から求めがあったとき
- (2) 当該登録者以外の者から求めがあった場合において本協会会長が特に必要と認めるとき
  - ・申請方法：**建築積算士補登録証明書申請書**の必要事項を記入の上、現金書留で送付して下さい。
  - ・手数料：1部につき 600円（消費税別）
  - ・申請先：協会本部 登録係  
封筒の表に「**建築積算士補登録証明書請求**」と朱書きのこと